

(仮称) 仙台市自転車安全利用条例に関する懇談会について

1. 概要

本市では、自転車事故の減少や自転車利用のルール遵守・マナー向上、自転車賠償責任保険への理解と加入促進を図ること等を目的として、(仮称) 仙台市自転車安全利用条例の制定に向けた検討を行うこととしました。本懇談会は、有識者及び関係団体の方々より意見を頂き、本条例の内容の検討に資することを目的として、設置しました。

2. ご意見を頂く内容

- ・市、市民、自転車利用者などの各主体における責務・役割について
- ・自転車の交通ルールの遵守・マナーの向上について
- ・自転車事故への備えについて（自転車損害賠償保険への加入、ヘルメットの着用等）
- ・自転車の安全利用促進を図るための取組みについて

3. スケジュール（予定）

年 月 日	内 容
平成 29 年 9 月 5 日	第 1 回懇談会開催（本日） ○議題 ・(仮称) 仙台市自転車安全利用条例に関する懇談会について ・仙台市の自転車利用に関する現状・課題・対策について
1 1 月	第 2 回懇談会開催 ○議題（予定） ・第 1 回懇談会における意見の整理について ・条例に必要な項目について
平成 3 0 年 1 月	第 3 回懇談会開催 ○議題（予定） ・第 2 回懇談会における意見の整理について ・条例の骨子案について
3 月	第 4 回 懇談会開催 ○議題（予定） ・第 3 回懇談会における意見の整理について ・条例の中間案について